JCB 包括代理加盟店サービス規約

第 1 章　総則

第1条　（規約の適用）

1. 本規約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下「SBPS」といいます）が、「SBPS 決済サービス加盟店規約」（以下「加盟店規約」といいます）に基づき提供する本サービスのうち、カード（第 2 条（用語の定義）で定義）を決済手段とするサービスの利用を認められた加盟店に対し適用されるものとします。
2. 本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、加盟店規約で使用する用語と同一の意味とします。
3. 本規約は、加盟店規約の一部を構成するものであるため、本規約に記載のない事項は加盟店規約の各条項が適用されるものとします。
4. SBPS は、加盟店規約の定めに従い、本規約の内容を変更することができるものとします。

第2条　（用語の定義）

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) カード	株式会社ジェーシービー又は、JCB グループカード会社が会員に発行する、JCB 所定規格のクレジットカード、デビットカード及びプリペイドカード等（番号、記号、その他の符号を含む）のうち、JCB が指定するものをいいます。なお、カードのうち、両社所定の国際標準規格に則った IC チップが搭載されたクレジットカードを「IC カード」といいます。
(2) 利用者	商品等の代金の決済にクレジットカード（JCB）を利用する者
(3) 決済会社	株式会社ジェーシービー及び株式会社ジェーシービーが提携する会社その他の組織をいいます。
(4) カード番号等	割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコード）をいいます。
(5) 信用照会端末	カードの有効性を照会するための、SBPS が指定するカード信用照会端末機器（取扱説明書の付属品及び使用のためのソフトウェアを含むものとします）
(6) 非接触決済	「JCB Contactless」（決済会社が提供する、IC チップを用いた非接触決済サービスのうち、「JCB Contactless」という名称のものをいいます）と「QUICPay」（決済会社が提供する、IC チップを用いた非接触決済サービスのうち、「QUICPay」という名称のものをいいます。なお、QUICPay には機能拡張した「QUICPay＋」という名称の決済サービス（以下「QUICPay＋」という）が含まれるものとします。）の総称をいいます。
(7) JCB PREMO	利用者が加盟店から商品等を購入し又は提供を受けるにあたり、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして、バリューを使用した場合、使用されたバリューに相当する金額を決済会社が加盟店に支払う決済サービス、ならびに当該決済サービスに付随して、利用者がバリューのチャージ、バリュー残高・利用履歴の確認、及びバリュー残高の移行をすることができるサービスをいいます。

(8) バリュー	発行者（第三者型前払式支払手段の発行について資金決済に関する法律に基づき登録を受けた法人で、プレモカードを発行する会社、組織、以下同じとします）が発行し、発行者が管理する運用サーバ（以下「運用サーバ」といいます）内に蓄積する金銭的価値を有する電子情報であって、利用者が加盟店から商品等を購入し又は提供を受ける場合に、その代金の支払いに使用することができるものをいいます。
(9) プレモカード	利用者がバリューを管理、及び加盟店で利用するための、アクセプタンスマーク（プレモカードを識別するためにプレモカードの券面に表示され、また、加盟店の店頭や加盟店のウェブサイト上の JCB PREMO 加盟店標識に記載される、決済会社所定のマーク）が表示されている決済会社所定のカードで発行者が発行するものをいいます。
(10) バリュー取引	利用者が加盟店より商品等を購入し、又は提供を受けた場合に、その売上金相当額につき、金銭等による弁済に代えて、運用サーバ内の利用者が保有するバリューを減算する方法で弁済する取引をいいます。また、当該取引の取消・返品によるバリュー減算の取消しも含むものとします。
(11) バリュー減算	ネットワーク、信用照会店端末を媒介することにより、発行者が運用サーバ内の利用者が保有するバリューから一定額のバリューを引去ることをいいます。
(12) チャージ	発行者所定の方法で運用サーバ内のバリューの金額を加算することをいいます。
(13) 実行計画	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、クレジットカード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含むものとします）であって、その時々における最新のものをいいます。

第3条　（適用規約）

1. 加盟店は、決済会社が別途定める「JCB 加盟店規約」（右の URL に掲載されている規約をいい、https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/kameiten0705_05.pdf 、https://www.jcb.co.jp/kiyaku/pdf/premo_kameiten_houkatu.pdf 変更後（名称変更を含む）の規約及び URL が変更となった場合には、決済会社が指定する URL に掲載されている規約を含むものとします）、その他これに付随する規約、取り扱いガイドその他の取扱要領等（以下「規約類」といいます）に同意のうえ、カードを利用するものとします。
2. 規約類と、本規約及び加盟店規約との間に齟齬が生じる場合、本規約及び加盟店規約が優先して適用されるものとします。

第4条　（本サービスの申し込み）

1. 申込者は、本サービスを申し込むにあたり、以下に定める事項について、SBPS に対し、その旨の申告を行うものとします。
   (1) 取引の種類
   (2) 次の区分に応じた基本的な事項
      ① 申込者が法人の場合：商号・名称、本店所在地、電話番号、法人番号、代表者の氏名及び生年月日、その他乙所定の事項
      ② 申込者が個人事業主の場合：氏名、生年月日、住所、電話番号、その他乙所定の事項

(3) 申込者が決済取引において取扱う商品、権利又は役務の種類
(4) 申込者が用いる信用照会端末（決済システム含む）の具体的な内容
(5) 申込者の取引の相手方（消費者に限らないものとします）からの苦情の発生状況
(6) その他 SBPS 所定の事項

2. 加盟店は、前項第 1 号から第 4 号の事項について変更する場合には、事前に、SBPS 所定の方法で、SBPS に通知し、SBPS の承認を得るものとします。
3. 申込者は、第 1 項に定めるもののほか、本サービスを申し込むにあたり、申込日以前にカード番号等の漏洩をしたことがある場合には、SBPS に対し、その旨の申告を行うものとします。
4. 申込者は、本規約に基づき本サービスの利用を開始する時点において、以下に定める事項について、いずれの事実も真実であることを表明し、保証するものとします。
   (1) 第 20 条（カード番号等の適切な管理）、第 21 条（カードの有効性確認）、第 22 条（不正利用等発生時の対応）、第 23 条（個人情報等の管理責任）、第 24 条（個人情報等の漏洩等の対応）、及び第 26 条（業務の委託）第 2 項を遵守するための体制を構築済みであること。
   (2) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近 5 年間に同法による処分を受けていないこと。
   (3) 消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近 5 年間に同法違反を理由とする敗訴判決を受けていないこと。
5. 加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、もしくは反するおそれがあることが判明した場合、SBPS に対し、直ちにその旨を申告するものとします。
6. 加盟店は、本加盟店契約成立後に第4項第1号に定める体制が構築されていないことが判明した場合、もしくは本加盟店契約成立後に当該体制を構築できなくなった場合、又は同項第 2 号もしくは第 3 号に該当する事由が生じた場合には、SBPS に対し、直ちにその旨を申告するものとします。なお、これらのおそれが生じた場合も同様とします。

第5条　（カード取り扱い）

1. 加盟店は、カードを取り扱う店舗、商品等を指定し、あらかじめ SBPS 所定方法で届け出、SBPS 及び決済会社の承諾を得るものとします。なお、カードを取り扱う店舗を追加、変更又は取消す場合も同様とします。
2. 加盟店は、非接触決済等のサービスを追加しようとする場合、あらかじめ SBPS 所定の方法をもって届け出、SBPS 及び決済会社の承諾を得るものとします。なお、当該サービスの変更又は取消す場合も同様とします。
3. 加盟店は、カードの普及向上に協力するものとします。加盟店は、SBPS 又は決済会社よりカードの利用又は販売促進に係る展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
4. 加盟店は、SBPS 又はカード会社が、利用者のカード利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。
5. 加盟店は、本加盟店契約、信用照会端末に関する SBPS 所定の規約、SBPS が指定する信用照会端末を提供する会社が指定する規約（操作マニュアル等を含みます。以下「端末使用規約」といいます。）に従い、善良な管理者の注意義務をもって、信用照会端末を使用及び保管するものとします。
6. 加盟店は、信用照会端末を修理、修復する必要が生じたときは、端末使用規約の定めに従い、自らの費用と責任をもって迅速に対応するものとします。

第6条　（加盟店の義務）

1. 加盟店は、加盟店規約第 12 条（加盟店の義務）に定めるもののほか、次項以下に定める事項について遵守するものとします。

2. SBPS は、決済取引につきカードの不正利用がなされた場合であって、当該事象の発生が複数回におよぶなど割賦販売法及び実行計画の趣旨に鑑みて必要性が認められる場合には、その必要性に応じて、遅滞なく、加盟店に対し、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施することができるものとし、加盟店はこれに応じるものとします。また、SBPS は、当該調査の結果に基づき、加盟店に対し、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定を指示することができるものとし、加盟店はこれに応じ、かつ当該計画の内容を実施しなければならないものとします。
3. 加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
   (1) 利用者から決済取引又は商品等に関し、苦情又は相談を受けた場合
   (2) 加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合
   (3) 利用者又は関係省庁その他の行政機関等から JCB 加盟店規約第 11 条(加盟店の義務、禁止行為等)第 3 項の取引に該当する旨又は法令に違反する取引である旨の指摘又は指導等を受けた場合
4. 加盟店は、①加盟店もしくは決済会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、不正利用が発生するおそれ、又は決済会社の信用が毀損されるおそれがあると決済会社が判断する取引であって、決済会社が指定した取引、②決済会社が指定していない場合であっても、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引に関して、決済取引を行わないものとします。

第7条　（費用負担等）

加盟店は、加盟店標識、インプリンター等を購入する場合の購入代金、及び信用照会端末の設置、使用、保守にかかわる費用を、SBPS が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われたこれらの費用等は、本加盟店契約が終了した場合又は一部のサービスの取扱いが終了した場合にも返還されないものとします。

第8条　（届出事項の変更に関する特則）

1. 加盟店は、本加盟店契約とは別に SBPS との間で SBPS が提供する決済サービスの取扱いに係る契約等を締結（以下、本条において「他契約」といいます）している場合には、以下の事項を承諾するものとします。
   (1) 加盟店が加盟店規約第 32 条(届出事項の変更)における変更届出を行っていない場合であっても、他契約において、加盟店が SBPS に届け出た情報に基づいて、SBPS が加盟店規約第 32 条の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
   (2) 加盟店が他契約に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が本加盟店契約に基づき届け出た情報に基づいて、他契約についても加盟店から変更届出があったものとして取扱うことがあること。
2. 加盟店規約第 32 条の届け出がなされていない場合であっても、SBPS は、適法かつ適正な方法により取得した加盟店情報に基づき、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、SBPS が加盟店から加盟店規約第 32 条の変更届出があったものとして取扱うことがあることを加盟店は承諾するものとします。

第 2 章　決済取引

第9条　（決済取引）

1. 加盟店が取扱うことができる支払区分は、SBPS 及び決済会社が特別に認めた場合を除き、以下の通りとする。
   ①　ショッピング 1 回払い
   ②　ショッピングリボ払い
   ③　ショッピング分割払い

④　ショッピング 2 回払い
⑤　ボーナス 1 回払い

※　売上集計表・売上票等は、締切日到着分をもって締め切るものとします。

※　支払日が金融機関休業日の場合、15 日は翌営業日・末日は前営業日を支払日とします。

2. 加盟店は、SBPS が決済会社に提出する売上票又は売上請求データ（以下、総称して「売上情報」といいます。）を、SBPS 所定の方法により、SBPS に提出するものとします。
3. 加盟店は、SBPS が前項に基づく売上情報を決済会社宛に送付し、当該売上情報が SBPS から決済会社に到着し たときに、加盟店から当該売上情報にかかる代金等の売上請求がなされたものになることを承諾するものとします。
4. 加盟店は、本規約（加盟店規約を含むものとします）及び JCB 加盟店規約の定めに則り、決済取引を行うものとします。
5. 加盟店規約の定めにかかわらず、SBPS 又は決済会社が別途決済取引の方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法により決済取引を行うものとします。

第10条　（立替払い）

1. 決済会社は、加盟店が利用者に対する決済取引により取得した売上債権につき、本条第 2 項に基づき立替払契約が成立したものについて、決済会社と加盟店との間の契約に基づき、利用者に代わって立替払いするものとする。
2. 加盟店と決済会社との間の立替払契約は、売上データが決済会社に到着した売上債権について（ただし、加盟店が信用照会端末を使用せずに決済取引を行った場合は、JCB 加盟店規約第 10 条（売上票等の作成､保管及び提出等）第 4 項第 2 文に基づいて売上票が決済会社に到着した売上債権について）、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に利用者に対する決済会社の求償権が発生するものとする。
3. 加盟店は、JCB 加盟店規約第 9 条（信用販売の方法）第 1 項に基づき決済取引の手続きを完了した場合は、決済会社が加盟店に対する立替払いを完了したか否かを問わず、利用者に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとする。ただし、加盟店が利用者からの申し出に基づき本規約又は JCB 加盟店規約に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、加盟店が利用者に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではないものとします。

第11条　（立替払い契約の取消し又は解除等）

1. 加盟店は、決済会社が、決済会社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、JCB 加盟店規約第 20 条（立替払契約の取消し又は解除等）第 1 項各号に加え、以下のいずれかの事由が生じた場合も加盟店がオーソリゼーション申請を行い決済会社の承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、又は取消し、もしくは解除できることに承諾するものとします。
   (1) 本規約第 6 条（加盟店の義務)第 3 項に定める紛議又は第 15 条（支払停止の抗弁等）第 1 項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より 60 日を経過しても解消しないとき
   (2) 加盟店が本規約第 17 条（決済会社からの調査についての特則）の規定に違反したとき
   (3) その他加盟店が本加盟店契約又は JCB 加盟店規約に違反したとき
2. 加盟店は、決済会社が JCB 加盟店規約第 20 条（立替払契約の取消し又は解除等）第 1 項各号及び同規約第 19 条（調査協力、資料の提出）第 1 項各号、第 2 項及び第 3 項に基づく調査を行う場合、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には､決済会社が立替払契約を取消し又は解除することができることに承諾するものとします。なお、加盟店は、売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、決済会社の調査に協力するものとします。調査が完了し、決済会社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、決済会社は当該立替払金を支払うものとします。この場合には、遅延損害金が発生しないことを加盟店は承諾するものとします。

第12条　（決済代金の支払の特則）

SBPS は、前条に基づき、決済会社が加盟店に支払う立替払代金（加盟店規約上は決済代金といいます）を、本加盟店契約に基づき、加盟店の代わりに受領し、加盟店規約第 20 条（決済代金の支払）に基づき加盟店に支払うものとします。

第13条　（加盟店手数料の特則）

1. 加盟店は、SBPS 所定の方法で申告のうえ、SBPS 及び決済会社が定める要件を満たした場合、特別な加盟店手数料（以下「特別手数料」といいます）の適用を受けられる場合があるものとします。なお、当該特別手数料の内容は、別途 SBPS 所定の方法で通知するものとします。
2. 加盟店は、前項の申告にあたり、SBPS に提供した情報が正確であり、かつ、虚偽の内容が含まれていないことを表明し、保証するものとします。また、加盟店は、申告内容に変更が生じた場合には、直ちに SBPS 所定の方法で SBPS に届け出るものとします。
3. 加盟店は、前項に違反した場合、特別手数料の適用を受けられないことに同意するものとします。また、加盟店は、特別手数料の適用を受けた後に、前項に違反していたことが判明した場合には、特別手数料の適用が中止・解除されることに同意するものとします。
4. 加盟店は、以下に定める条件を遵守するものとします。
   (1) 決済会社のブランドについて、関連諸法令に従い、他の国際ブランドとの差別的取扱いを行わないこと。
   (2) 決済会社のブランドについて、他の国際ブランドと同等の加盟店標識掲示対応を行うこと。
   (3) 前 2 号に定める事項が遵守されていないと SBPS が判断し、改善計画の提出を求められた場合、直ちに改善計画を提出すること。
5. 加盟店は、第 1 項に定める要件を満たす場合であっても、SBPS 又は決済会社の決定により、特別手数料の適用が受けられない場合があることに同意するものとします。この場合において、加盟店は、特別手数料の適用が受けられない理由の開示を SBPS 及び決済会社に求めることができないことに同意するものとします。
6. 加盟店は、特別手数料の適用を受けた後、第 1 項に定める要件を満たさなくなった場合には、特別手数料の適用が解除・取消し・中止される場合があることに同意するものとします。この場合において、特別手数料の適用が解除・取消し・中止された後の加盟店手数料の内容（適用日を含む）については、SBPS が別途 SBPS 所定の方法（収納明細書による方法を含み、これに限られないものとします）で加盟店に通知するものとし、当該通知の内容に記載の加盟店手数料が適用されることについて加盟店は同意するものとします。
7. 加盟店は、SBPS 又は決済会社の決定等により、いつでも特別手数料の適用が解除・取消し・中止される場合があることに同意するものとします。また、特別手数料の適用が解除・取消し・中止された後の加盟店手数料の内容（適用日を含む）については、別途 SBPS 所定の方法（収納明細書による方法を含み、これに限られないものとします）で加盟店に通知するものとし、当該通知の内容に記載の加盟店手数料が適用されることについて加盟店は同意するものとします。
8. 加盟店は、本条に違反したことにより、SBPS 又は決済会社が損害を被った場合、SBPS 又は決済会社が被った一切の損害を賠償するものとします。

第14条　（商品等の所有権）

加盟店が利用者に決済取引を行った商品等の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに決済会社に移転するものとします。ただし、JCB 加盟店規約により立替払契約が取消し又は解除された場合、売上債権に係る商品等の所有権は、決済代金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該立替払金を SBPS を通して決済会社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。

第15条　（支払停止の抗弁）

1. 利用者が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、SBPS 又は決済会社者に申し出た場合、加盟店は、直ちにその抗弁事由の解消に努めるものとします。
2. 前項に該当する場合の決済代金の支払いは以下のとおりとします。
   (1) 当該決済代金が支払い前の場合には、SBPS は当該決済代金の支払いを保留又は拒絶することができるものとします。
   (2) 当該決済代金が支払い済みの場合には、加盟店は SBPS に対し当該決済代金を直ちに返還するものとします。また、SBPS は当該決済代金を次回以降に加盟店に対して支払う決済代金から差し引けるものとします。
   (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、SBPS は、加盟店に当該決済代金を支払うものとします。なお、この場合には、SBPS は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 利用者と加盟店との間に本規約第 6 条（加盟店の義務）第 3 項に定める紛議が生じ、利用者が決済取引の代金の支払いを拒んだときの決済代金の支払いについても、前項を準用するものとします。

第16条　（カード番号等に関する調査・協力）

1. 加盟店は、加盟店規約第 24 条（調査・協力）に定めるもののほか、以下に定める事項について、SBPS による調査に応じなければならないものとします。
   (1) 加盟店においてカード番号等の適切な管理等に支障又はそのおそれがあると SBPS が合理的に判断した場合。
   (2) 加盟店においてカード番号等が漏えい、滅失もしくは毀損し又はそのおそれがあると SBPS が合理的に判断した場合。
   (3) 加盟店が行った決済取引についてカード番号等の不正利用が行われ又はそのおそれがあると SBPS が合理的に判断した場合。
   (4) 加盟店が加盟店規約又は本規約のいずれかに違反しているおそれのある場合。
   (5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の決済取引に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、利用者の保護に欠ける又は割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると SBPS が認めた場合。
   (6) その他法令に基づく場合
2. 前項の調査は、その必要に応じて以下の各号の方法によって行うことができるものとします。
   (1) 必要な事項の文書又は口頭による報告を受ける方法
   (2) カード番号等の適切な管理又は不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出又は提示を受ける方法
   (3) 加盟店又はその役員もしくは従業者に対して質問し説明を受ける方法
   (4) 加盟店においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設又は設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 前項第 4 号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、又は解析等を内容とする調査（デジタルフォレンジック調査）が含まれるものとします。
4. SBPS は、第 3 項から前項までの調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生した費用を加盟店に対して請求することができるものとします。
5. SBPS は、加盟店に対し、本加盟店契約に関し、SBPS 所定の事項について定期的に又は必要に応じて調査又は報告を求めることができるものとします。
6. 加盟店は、SBPS から法令等への対応又は法令を遵守するために必要な対応を求められた場合、これに応じるものとします。この場合において、加盟店が SBPS の要請に対応しなかったことにより損害

を被ったとしても、SBPS は一切責任を負わないものとします。

7. 加盟店は、SBPS が本規約に基づく調査・対応について回答期限を定めた場合には、当該回答期限内までに回答を行うものとします。

第17条　（決済会社からの調査についての特則）

1. 加盟店は、加盟店規約第 24 条（調査・協力）第 5 項に定める決済会社による調査について、次項以下の事項について承諾するものとします。なお、決済会社からの調査指示及び決済会社への調査結果等の報告は、本加盟店契約に基づき、SBPS を介して行うものとします。
2. 加盟店は、以下の場合及び JCB 加盟店規約に基づき加盟店が調査協力義務を負担する場合には、決済会社からの求めに応じ、①カードの使用状況、②加盟店によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④加盟店が利用者に対して販売又は提供した商品等の具体的な内容及び態様その他決済取引の内容、及び⑤加盟店が決済取引により取得した売上債権に関係する、又は利用者からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に関係するその他の事項について、決済会社の調査に速やかに協力しなければならないものとします。
   (1) 加盟店と利用者との間において紛議が生じた場合
   (2) 紛失したカード、盗難カード、又は偽造・変造カードが加盟店において使用されるなどの不正利用が行われ、又はそのおそれがある場合
   (3) 加盟店が本契約及び加盟店契約に違反し、又はそのおそれがある場合
   (4) 上記各号に準じ、決済会社が必要と判断した場合
3. 前項の調査にあたって、決済会社が加盟店に対して求めた場合、加盟店は、決済会社に対して、以下の資料等を 7 日以内に提出するものとします。
   (1) 決済取引に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）
   (2) パンフレット・説明書その他利用者に対する勧誘に用いた資料
   (3) 商品等の内容を説明する資料
   (4) 商品等の仕入れに関する証跡及び利用者作成に係る受領書等
   (5) 商品・権利の販売又は役務の提供を行うに際して加盟店が作成した書類・記録
   (6) その他当該調査を行うにあたって決済会社が必要と判断する資料
4. 加盟店は、決済会社が、利用者からの申し出に基づいて前 2 項の調査を行う場合、又は決済会社が割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他決済会社が加盟店から利用者の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、利用者等に対する守秘義務又は個人情報の保護に関する法律等を理由として、前 2 項の調査協力及び資料の提出を拒否してはならないものとします。
5. 加盟店は、決済会社が求めた場合、速やかに、計算書類等（加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告及びこれらの付属明細書、又はこれに準ずるものをいいます）、その他加盟店の事業内容、資産内容及び決算内容に関する資料を開示するものとします。
6. 加盟店は、前 4 項の義務を履行するため、自己の責任において各項記載の書類等を 5 年間保管するものとします。

第18条　（事前承認）

1. 加盟店は、利用者から決済取引の申込を受け付けたときは、SBPS 所定の方法により、SBPS を代理人として、その全件について決済会社の売上承認を受けるものとします。決済会社の売上承認を得ないで決済取引を行った場合、SBPS 及び決済会社は、決済代金について一切の責任を負わないものとします。なお、加盟店は、SBPS から承認を得た後は、直ちに売上確定の手続きを行うものとします。
2. 加盟店は、前項に定める売上承認が、カードの有効性のみ保証するものであり、当該決済取引の申込者が利用者本人であることを保証するものではないことを承諾するものとします。

第19条　（カード番号等の取扱い）

1. 加盟店もしくは受託者（第 26 条（業務の委託）第 2 項第 1 号）は、決済取引に必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、カード番号等を取り扱ってはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、加盟店もしくは受託者は、次条第 2 項に定める措置を講じている場合には、カードの暗証番号及びセキュリティコードを除き、カード番号等を取り扱うことができるものとします。ただし、利用者の利益の保護に欠ける方法でカード番号等を取り扱ってはならないものとします。

第20条　（カード番号等の適切な管理）

1. 加盟店は、割賦販売法に従いカード番号等の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、カード番号等の漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならないものとします。
2. 加盟店は、カード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置又はこれと同等の措置を講じなければならないものとします。なお、加盟店は、第 26 条（業務の委託）第 2 項に基づき、カード番号等の取扱いを第三者に委託した場合、当該第三者に対し、実行計画に掲げられた措置を講じさせるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、SBPS は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、加盟店が講じる措置が実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第21条　（カードの有効性等確認）

1. 加盟店は、決済取引を実施するにあたり、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、以下の各号に掲げる事項を確認し、当該決済取引が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用（以下、「不正利用」といいます）に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。
   (1) 提示されたカードの有効性確認
   (2) カードの提示者とカードの名義人との同一性
2. 前項の規定にかかわらず、SBPS は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、加盟店の講じる措置が実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
3. 加盟店は、カードが不正に利用された場合には、直ちに SBPS に通知し、SBPS の指示に従うものとします。
4. 加盟店がカードの名義人以外のものを正当にカードを保有している者と誤認して販売又は提供を行ったことにより生ずる紛争については、すべて加盟店がその責任と費用において解決するものとし、SBPS 及び決済会社は一切責任を負わないものとします。

第22条　（不正利用等発生時の対応）

1. 加盟店は、その行った決済取引につき、カード番号等の不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、その是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとします。
2. 加盟店は、前項の場合には、直ちにその旨を SBPS に対して報告するとともに、遅滞なく、前項の調査の結果ならびに是正及び再発防止のための計画の内容ならびにその策定及び実施のスケジュールを報告しなければならないものとします。

第23条　（個人情報等の管理責任）

1. 加盟店は、利用者に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定める個人情報をいいます）及びカード番号等（以下、総称して「個人情報等」といいます）を取得、管理する場合は関連法令を遵守のうえ、厳重に保管し、法令等に基づき開示請求された場合を除き、SBPS の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に提供、開示又は漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に使用してはならないものとします。
2. 加盟店は、個人情報等の利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに個人情報等を破棄又は消去等するものとします。なお、加盟店は、カードの完全な磁気ストライプデータ（IC チップから読み出した磁気ストライプイメージを含むものとします）・暗証番号・セキュリティコードについては、たとえ暗号化したとしても、一切保管してはならないものとします。
3. 加盟店は、自らの責任において、個人情報等を第三者に閲覧・改ざん・破壊及び次条に定める個人情報等の目的外利用がなされることがないよう必要な措置を講じて保管、管理するものとします。また、SBPS は、加盟店に対して個人情報等の管理に必要な情報セキュリティ基準を別途指定することができ、この場合、加盟店は SBPS が指定した基準を遵守するものとします。
4. 加盟店は、本条の内容を遵守するために、社内規程の整備、システムの整備・改善、従業員教育、委託先の監督その他の必要な措置をとるものとします。

第24条　（個人情報等の漏洩等の対応）

1. 加盟店は、加盟店又は委託先の保有する個人情報等を滅失・毀損・漏洩等が発生又は本加盟店契約に定める義務の履行以外の目的で使用（以下、総称して「漏洩等」といいます）した場合、又はそのおそれが生じた場合、直ちに以下の措置を執らなければならないものとします。なお、加盟店は、第 4 号に定める公表を行うにあたっては、決済会社との間で事前に調整及び合意をする必要があることを予め承諾するものとします。なお、SBPS 又は決済会社との情報連絡に用いる場合を除き、カード番号等を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、又は顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとします。
   (1) 漏洩等の有無を調査すること。
   (2) 前号の調査の結果、漏洩等が確認されたときには、その発生期間、影響範囲（漏洩等の対象となったカード番号等の特定を含むものとします）その他の事実関係及び発生原因を調査すること。
   (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害及び再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
   (4) 漏洩等の事実及び二次被害防止のための対応について必要に応じて公表し又は影響を受ける利用者に対してその旨を通知すること。
2. 前項柱書の場合であって、漏洩等の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならないものとします。
3. 加盟店は、第 1 項柱書の場合には、直ちにその旨を SBPS に対して報告するとともに、遅滞なく、第 1 項各号の事項につき、次の各号の事項を報告しなければならないものとします。
   (1) 第 1 項第 1 号及び第 2 号の調査の実施に先立ち、その時期及び方法
   (2) 第 1 項第 1 号及び第 2 号の調査につき、その途中経過及び結果
   (3) 第 1 項第 3 号に関し、計画の内容ならびにその策定及び実施のスケジュール
   (4) 第 1 項第 4 号に関し、公表又は通知の時期、方法、範囲及び内容
   (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって SBPS が求める事項
4. 加盟店の保有するカード番号等が漏洩等した場合であって、加盟店が遅滞なく第 1 項第 4 号の措置をとらない場合には、SBPS は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表しまた漏洩等したカード番号等に係る利用者に対して通知することができるものとします。

5. SBPS は、加盟店又は受託者において、漏洩等が発生したと判断する合理的な理由がある場合、加盟店に対して漏洩等の事実の有無、可能性の状況その他の報告を求める等の必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに応じるものとします。なお、SBPS は、SBPS が必要と判断した場合には、漏洩等の原因究明を調査する会社等を選定できるものとし、加盟店は当該会社等による調査を受入れる（受託者への調査が必要な場合には加盟店が受託者に当該調査を受入れさせる）ものとします。また調査に要する費用は、加盟店の負担とします。
6. SBPS が、前項の措置が不十分であると認めた場合、他の加盟店でのカード番号等の漏洩等が発生した場合において類似の漏洩等の事故の発生を防止する必要がある場合、その他 SBPS が必要と認める場合には、加盟店に対し、当該措置の改善の要求、決済取引の停止、その他必要な措置・指導を行えるものとし、加盟店はこれに従うものとします。なお、SBPS の改善要求・指導等の内容に委託先が実施すべき事項が含まれる場合には、加盟店は委託先に当該改善要求・指導等を従わせるものとします。
7. 加盟店又は委託先の責に帰すべき事由により漏洩等が発生しその結果、利用者、SBPS、決済会社又はその他の第三者に損害が生じた場合、加盟店は当該損害について賠償する義務を負うものとします。なお、当該損害の範囲には、次の各号に掲げるものが含まれ、かつ、これに限定されないものとします。
   (1) カード（家族カード・子カード等を含む）の再発行に関わる費用
   (2) 不正使用のモニタリングや利用者対応等の業務運営（人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額を含みこれに限られないものとします）に関わる費用
   (3) カードの不正使用による損害
   (4) 当該事故の損害・罰金として、決済会社又はその他の第三者から SBPS が請求を受けた費用
   (5) 前 4 号の解決に要した弁護士費用等の間接的な費用
   (6) 弁護士費用等
8. 前項の適用に関し、加盟店が保有するカード番号等の一部が漏洩した事実が認められる場合、又は漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店が保有する残りのカード番号等について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該カード番号等についても、漏洩したおそれがあるものとして取扱われることに、加盟店は承諾するものとします。

第25条　（是正改善計画の策定と実施）

1. SBPS は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正及び改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。
   (1) 第 20 条（カード番号等の適切な管理）第 2 項、第 3 項の義務を履行せず、又は履行していないおそれがあるとき。
   (2) 保有するカード番号等が、漏洩等し又はそのおそれがある場合であって、第 24 条（個人情報等の漏洩等の対応）第 1 項第 3 号の義務を相当期間内に履行しないとき。
   (3) 第 21 条（カードの有効性確認）に違反し又はそのおそれがあるとき。
   (4) カードを用いた決済取引について不正利用が行われた場合であって、第 22 条（不正利用等発生時の対応）の義務を相当期間内に履行しないとき。
   (5) 前各号に掲げる場合のほか、カードを用いた決済取引に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、SBPS に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講ずることが義務付けられるとき。
2. SBPS は、前項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定もしくは実施せず、又はその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正もしくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議のうえ、是正及び改善のために必要かつ

適切と認められる事項（実施すべき時期を含むものとします）を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じるものとします。

第26条　（業務の委託）

1. SBPS は、本規約の規定に基づいて行う業務の全部又は一部を SBPS の責任において本加盟店契約と同等の義務を課すことにより第三者に委託できるものとします。
2. 加盟店は、SBPS による書面による事前の承諾を得た場合に限り、カード番号等の取扱いを第三者に委託することができるものとします。なお、第三者に委託するにあたっては、次に定める基準を満たしている必要があるものとします。また、受託者が当該基準を満たさなくなった場合には、直ちに業務委託を取り止め、又は受託者を変更するものとします。
   (1) カード番号等の取扱いの委託先となる第三者（以下「受託者」といいます）が次号に定める義務に従いカード番号等を適確に取り扱うことができる能力を有する者であること。
   (2) 受託者に対して、加盟店が第 20 条（カード番号等の適切な管理）に基づき負担する義務と同等の義務を負担させること。
   (3) 受託者が第 20 条第 2 項で定めた具体的方法及び態様によるカード番号等について適切な管理措置を講じなければならない旨、及び当該方法又は態様について、同条第 3 項に準じて加盟店から受託者に対して変更を求めることができ、受託者はこれに応じる義務を負う旨を加盟店との間の委託契約中に定めること。
   (4) 受託者におけるカード番号等の取扱いの状況について、定期的に又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、受託者に対する必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
   (5) 受託者があらかじめ加盟店及び SBPS の書面による承諾を得ることなく、第三者に対してカード番号等の取扱いを委託してはならないことを加盟店との委託契約中に定めること。
   (6) 受託者が取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失もしくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、第 24 条（個人情報等の漏洩等の対応）各項に準じて、受託者は直ちに加盟店及び SBPS に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害及び再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店及び SBPS に報告しなければならない旨を加盟店と受託者との間の委託契約中に定めること。
   (7) 受託者が取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失もしくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、原因究明のための調査（事故に係るカード番号等の特定を含むものとします）を行い、受託者に対し、調査結果を加盟店に通知することを指導しなければならないこと。
   (8) 受託者が取扱いを委託されたカード番号等につき、漏えい、滅失もしくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、受託者に対し、再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導しなければならないこと。
   (9) 加盟店及び SBPS が、受託者に対し、カード番号等の取扱いに関し本規約第 16 条（カード番号等に関する調査・協力）又は加盟店規約第 24 条（調査・協力）に定める調査権限と同等の権限及びカード番号等の適切な管理が図られるよう、指導その他必要な措置を講じることができる権限を有する旨を、加盟店と受託者との間の委託契約中に定めること。
   (10) 受託者がカード番号等の取扱いに関する義務違反をした場合、加盟店が必要に応じて当該受託者との契約を解除できる旨、及び当該受託者に適切な内容の損害賠償義務を負担させる旨を契約内容として定めること。
3. 前項第 1 号の場合に関し、加盟店は、SBPS に対し、SBPS において受託者がカード番号等を適格に取り扱うことができる能力を有する者であることを判定するために必要となる資料及び SBPS が指定する資料を提出するものとします。
4. 加盟店は、SBPS の承諾を得て業務の委託を行う場合、受託者に対し加盟店契約を遵守させるものとし、受託者の行為について一切の責任を負うものとします。

5. 加盟店は、受託者を変更する場合、SBPS の書面による事前の承諾を得るものとします。

第 3 章　JCB PREMO

第27条　（JCB PREMO 取扱いの申請、承諾）

1. 加盟店は、JCB PREMO を取扱うには、本規約、加盟店規約及び規約類を承認のうえ、SBPS 所定の方法で届け出ることによって、これを申し込み、SBPS 及び決済会社の承諾を得るものとします。なお、JCB PREMO を取扱店舗の追加、変更、取消しについても同様とします。
2. 前項の申請につき、SBPS 及び決済会社が JCB PREMO の取り扱いを適当と認めた場合、決済会社が SBPS に承諾の通知を行った時点で、加盟店と決済会社との間の契約が成立し、SBPS は当該事項を SBPS 所定の方法で加盟店に通知するものとします。
3. 本条第 1 項の申請につき、SBPS 又は決済会社が JCB PREMO の取り扱いを不適当と認めた場合には、加盟店による JCB PREMO 取扱いを拒否することができるものとします。この場合、SBPS 及び決済会社は、加盟店に対し、拒否の理由を開示しないものとし、これについて加盟店はあらかじめ承諾するものとします。

第28条　（バリュー取引）

1. 加盟店は、利用者からプレモカードの提示によりバリュー取引を求められた場合、本規約、加盟店規約及び規約類に従い、正当かつ適法に JCB PREMO を取扱う店舗においてバリュー取引を行うものとします。
2. 加盟店は、バリュー減算にあたっては、その全件において、信用照会端末を及び SBPS を通じて決済会社へ承認を求めるものとします。また、このとき加盟店は、利用者からバリュー減算を行う金額（以下「バリュー減算金額」といいます）について指定があり、かつ加盟店が金額指定を認める場合には、当該金額にて SBPS 及び決済会社の承認を得るものとします。
3. 加盟店は、バリュー減算を行うにあたっては、利用者の署名を求め、プレモカード裏面記載の署名と売上票の署名が同一であることを善良なる管理者の注意義務をもって確認し、売上票の控え（利用者控え）又は売上票に記載した内容を表す書面を利用者に交付するものとします。ただし、SBPS 又は決済会社が別途手順、運用等を指定した場合には、これに従うものとします。
4. 加盟店は、提示されたプレモカードについて、信用照会端末に無効その他プレモカードの取扱いができない旨の表示がなされた場合には、当該プレモカードの提示者に対してバリュー取引を行ってはならないものとします。
5. バリュー取引においては、運用サーバ内に利用者が保有するバリュー残高から商品等の代金額に相当するバリューの減算が完了し、かつ、SBPS を通じて決済会社が第 2 項の承認を行った時点で、利用者と加盟店との間にバリュー取引が成立し、同時に、利用者の加盟店に対する代金債務が消滅するものとします。
6. 通常 1 回のバリュー取引で処理されるべきものを、複数回に分割して取引することはできないものとします。ただし、加盟店は、利用者が提示した 1 枚のプレモカードのバリューの残高が決済代金に満たない場合、複数枚のプレモカード又は現金その他の支払方法による不足分の決済を受け付けることができるものとします。また、複数枚のプレモカードによりバリュー減算を行うにあたっては、前項の定めに従い、全てのプレモカードの裏面記載の署名と売上票の署名が同一であることを確認するものとします。
7. 加盟店は、バリュー残高の照会機能のある信用照会端末を設置している場合、バリュー取引を実施する過程において、利用者からの要望に従い、信用照会端末を介して利用者のバリュー残高を照会（以下「バリュー照会」といいます）し、 照会結果を利用者へ通知することができるものとします。ただし、利用者から要望があった場合でも、バリュー取引以外においてはバリュー照会を行うことはでき

ないものとします。

8. 加盟店は、信用照会端末及びそこに蓄積されているデータの破壊、分解又は解析を行ってはならず、また、いかなる理由があっても信用照会端末の改変又は解析を行い、あるいは、このような行為に加担、協力してはならないものとします。

第29条　（バリュー取引の売上金相当額の確定、確認）

1. 加盟店は、バリュー取引の対象となる売上金相当額のバリューに関する情報及びその他バリュー取引に必要な付随情報（以下「取引データ」と総称します）を、SBPS を通じて、決済会社の定める通信手段、手順等により運用サーバに、原則としてバリュー取引を行った都度送信するものとします。
2. 前項の送信が行われた後、前条第 5 項に基づき利用者と加盟店との間のバリュー取引が成立した時点で、バリュー取引の対象となる売上金相当額が確定し、かつ、決済会社と加盟店との間の当該売上金相当額の精算に関する取引が成立するものとします。

第30条　（返品等によるバリュー減算の取消）

1. 加盟店は、バリュー取引にあたり、返品その他によりバリュー減算の取消しを行う場合、以下の条件に従ってバリュー減算を取り消すものとします。ただし、信用照会端末の故障その他の理由によりバリュー減算の取消しができない場合、並びに SBPS 及び決済会社が承諾した得た場合には、利用者に対して当該決済代金を現金その他の決済手段で払い戻すことができるものとします。なお、決済代金を現金その他の決済手段で払い戻す場合であっても、加盟店は、SBPS に対し、手数料を支払うものとします。
   (1) 決済会社が定める手順に従い、利用者と加盟店において、取消・返品により、元のバリュー減算を行ったプレモカードにつきバリュー減算の取消しをすることを事前に合意すること
   (2) 取消しの対象となる取引日から 30 日以内にバリュー減算の取消処理を行うこと（31 日以降のバリュー減算の取消処理はできないものとします）
   (3) バリュー減算の取消しにおいては、全件信用照会端末を使用して処理を行うこと
   (4) バリュー減算金額の一部取消はできないものとします（全額取消のみ可能）。
2. 前項に定めるバリュー減算の取消を行った場合、元の取引日にかかわらず、当該取消処理を行った日が取引日となるものとします。

第31条　（バリュー減算金額の変更）

1. 加盟店は、加盟店と利用者との間で一度成立したバリュー減算の金額を変更する場合には、前条の規定に従って変更対象となるバリュー取引の全額取消を行った後、変更後の金額にて再度バリュー減算を実施するものとします。ただし、利用者が店頭に不在かつ変更後の金額が元のバリュー減算金額を上回る場合、変更は実施できないものとします。
2. 前項に定めるバリュー減算の金額変更を行った場合、元の取引日にかかわらず、取消後に再度バリュー取引を行った日が取引日となるものとします。

第32条　（読み替え）

本規約において、「カード」と記載されている事項で、規約類に従いプレモカードにも適用される条項については、「カード」を「プレモカード」と読み替えて適用する。

第 4 章　一般条項

第33条　（支払いの取消・留保）

1. SBPS は、加盟店規約第 25 条（支払いの取消・留保）第 1 項各号に定めるもののほか、規約類に定め

られている決済代金を支払わない事由に該当する場合には、加盟店に対し、当該決済代金の支払いを行わないものとします。

2　SBPS は、利用者が決済会社に対して、決済代金にかかる支払い留保・拒絶・支払い済み金員の返還・差引充当、取引の取消・解除、決済取消等を求めた場合には、加盟店に対し、当該決済代金の支払い義務を負わないものとします。

第34条　（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 加盟店、本加盟店契約の申込者及びその代表者（以下、これらを総称して「加盟店等」といいます）は、SBPS による加盟店等との取引に関する審査（以下「加盟審査」といいます）、その後の加盟店等管理及び取引継続に係る審査、加盟店規約に基づく業務遂行、SBPS が提供する商品・機能その他のサービスの案内、商品開発もしくは市場調査のために、加盟店等に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます）を SBPS が適当と認める保護措置を講じたうえで SBPS が取得・保有・利用することに同意するものとします。また、加盟店は、SBPS が加盟店情報を、決済会社に提供することに同意する。
   (1) 加盟店等の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、法人番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店等が SBPS に届出た情報
   (2) 加盟店等の申込日、契約日、契約終了日及び加盟店等と SBPS との取引（本加盟店契約以外の契約情報を含む）に関する情報
   (3) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
   (4) SBPS が加盟店等又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した加盟店等の登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
   (5) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店等に関する情報
   (6) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店等に関する情報及び当該内容について SBPS が調査して取得した情報
   (7) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他の倒産手続開始の申し立てその他の加盟店等に関する信用情報
2. 加盟店は、本加盟店契約が不成立となった場合であってもその不成立の理由の如何を問わず、加盟申込みをした事実、内容について SBPS において一定期間保有されることに同意するものとします。
3. 加盟店は、SBPS が、本加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び SBPS 所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとします。
4. 加盟店の代表者は、SBPS に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、SBPS 所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
5. 加盟店の代表者は、SBPS に対し、次の手続きにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
   (1) 加盟店の代表者は、以下に連絡するものとします。
   SB ペイメントサービス株式会社　個人情報管理窓口
   住　所：東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14 階
   代表取締役：榛葉　淳
   E-mail：privacy@sbpayment.jp
   (2) SBPS は、前号の連絡があった場合、開示請求手続に必要な事項（受付方法、必要な書類、手数料等）を通知するものとします。
6. 万一、SBPS が保有する加盟店情報の登録内容が真実ではないことが判明した場合、SBPS は、速やかに訂正又は削除の措置をとるものとします。

第35条　（加盟店情報の取扱いに関する不同意）

SBPS は、加盟店等が本加盟店契約の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は前条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、本加盟店契約の締結又は決済手段の追加を断ることや、解約又は決済手段の一部の取扱いの終了の手続きをとることがあるものとします。

第36条　（権利義務の譲渡禁止）

加盟店は、あらかじめ SBPS の書面による承諾がなければ、本規約に基づいて生じる一切の権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供することはできないものとします。

第37条　（本サービス提供の中止・停止）

SBPS は、加盟店規約第 29 条（本サービスの中地及び停止）に定めるもののほか、加盟店が以下の事項に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に停止又は中止することができ、この場合、加盟店は、SBPS が再開を認めるまでの間、決済取引を行うことができないものとします。

(1)　加盟店が個人情報等を漏洩等した疑いがあると SBPS が認めた場合

(2)　SBPS が、JCB 加盟店規約第 32 条（契約解除）第 1 項各号及び加盟店規約第 36 条（契約解除）第 1 項又は第 2 項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合

第38条　（損害賠償）

加盟店は、故意又は過失により、SBPS に損害を与えたときは、SBPS に対し、SBPS が被った相当因果関係の範囲内の損害を賠償する責任を負うものとします。また、加盟店は、本規約等に基づく取引に関連して SBPS に損害を与えた場合についても同様とする。

第39条　（任意解約に関する特則）

加盟店規約第 35 条（有効期間）第 2 項の規定にかかわらず、SBPS 及び加盟店は、3 ヵ月前までに相手方に対し書面で通知することにより本加盟店契約を解除できるものとします。

以上

2021 年 1 月 15 日 制定
2021 年 8 月 1 日 改定
2022 年 5 月 1 日 改定
2024 年 12 月 1 日 改定